

平成26年6月定例会 常任委員会

農林水産委員会

| | |
|--------|---|
| 委員長名 | 西山尚利 |
| 委員会開催日 | 平成26年6月26日(木) |
| 所属委員 | 〔副委員長〕佐藤政隆 〔委員〕 本田仁一 紺野長人 勅使河原正之 石原信市郎 宮川えみ子 満山喜一 小桧山善継 |



西山尚利委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…8件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら〔PDF〕](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…2件
：否 決…2件

[※議員提出議案はこちら〔PDF〕](#)

- (3) 請願：不採択…1件

[※請願はこちら〔PDF〕](#)

(6月26日(木))

石原信市郎委員

議案第2号の福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算だが、本来県で行う事務を委託するという説明であった。具体的な委託内容となぜ委託するのか説明願う。

農業経済課長

認定就農者に対して農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付けするものである。特別会計から農協等の融資機関に原資を貸し付けて、融資機関が認定就農者に貸し付けを行っている。県は融資機関と資金取扱事務の委託契約を締結し、貸付金額の0.81%を委託料として支払う内容となっている。

今回の補正では、平成25年度予算で年度末に貸し付けを行った2件、823万9,000円の資金取扱事務委託料7万2,000円を増額するものである。

委託内容は、資金の貸付事務から借入者に対する貸し付け後の技術指導や成果確認及びフォローアップである。

石原信市郎委員

貸付事務から認定就農者に対するフォローアップまで、全て農協に任せるのか。県の役割はないのか。

農業経済課長

就農支援資金は法律に基づいた農業制度資金である。県は貸付金の原資を農協等に貸し付ける。認定就農者への貸し付

けに当たっては、青年就農支援センター、県、委託融資機関等で資金計画が妥当かどうかを審査し、資金計画の認定を行った上で貸し付けを行っている。具体的なフォローアップ等については、農協の営農指導員等に委託している。

宮川えみ子委員

農業系汚染廃棄物処理事業は放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴う補正だと思うが、どのような事情で不足しているのか。

環境保全農業課長

原発事故によって使用できなくなった400Bq/kgを超える堆肥・稲わら等の一次処理、いわゆる仮置きに伴う経費である。当初は平成23～25年の3カ年事業で進めてきたが、なかなか処理が進まないため、国に対し1年間の期間延長を要望し、それが認められた。現時点では6～7割程度の処理が終了しているが、まだ残っているものがある。全体で12万tある廃棄物を今年度中に全て処理する必要があり、今回の補正では2万t分の一次処理経費を計上している。

宮川えみ子委員

12万t残っているうちの2万t分の補正なので、今後10万t分の補正をする必要があるということか。

環境保全農業課長

平成25年度中に処理する予定で予算を計上していたが、諸般の事情により処理がおくれてしまったために25年度の2月補正で減額をした。26年度当初予算を編成した時点では減額補正前であったため、残っている財源で今年度予算を編成した。今回の補正は2月補正で減額した分の上乗せ補正であり、全体で12万tある廃棄物の6～7割程度は終了している。

宮川えみ子委員

営農再開支援事業について聞く。水稻の作付再開に向けては、特に相双地域では賠償の問題もあり、なかなか再開に向けた機運が盛り上がらないと報道されている。水稻の作付再開に向けての状況について説明願う。

農林企画課長

水稻作付再開支援については、次年度に水稻作付再開が見込まれる水田に必要な耕盤の再形成や均平化のための代かき作業等を支援するものである。水田の通水期間が限定されることから、次年度に向けて今年度を実施しようとするものである。

地区数は、各市町村に照会して取りまとめており、田村市など4市で予定している。

農業担い手課長

水稻の作付再開に向けての機運であるが、地域によって状況が大分異なる。南相馬市においては賠償の問題もあるが、除染が進んでいないという理由もある。除染については、年度内の完了を目指して市も進めているところであり、除染が順調に進めば、水稻の作付再開に向けた動きも活発になるのではないかと考えている。

現在も避難している浪江町や富岡町等については、小さな面積での試験栽培は実施していたが、ことしはもっと大きな面積での実証栽培を予定している。少しずつではあるが、避難区域でもそういった取り組みが始まってきている。

石原信市郎委員

地域産業6次化交付金事業の詳細について聞く。今回の事業では何品目程度が該当するのか。よい商品をつくっても売れなければ残念なことになってしまう。過去に当該事業で取り組んだ商品の品目数、売り上げ、県の支援体制等について説明願う。

農産物流通課長

事業は加工施設、交流施設等のハード事業と新商品開発関係のソフト事業とに分かれる。今回の補正では5法人が国からの交付金を受ける予定である。各団体において新商品の開発等を進めており、具体的にはトマトを活用した加工食品や発泡性の日本酒、野菜苗の開発などがメインの品目である。

この支援事業は国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用した事業であり、平成25年度から活用が始まったが、県では24年度から県単事業としてハード事業、ソフト事業に取り組んでおり、かなりの品目を開発してきた。現在、フォロ

ーアップしている24年度の事業対象者は79品目の商品を開発しており、30数名の新たな雇用も生み出している。それぞれ事業者が努力して雇用の確保、所得の向上に努めている。

石原信市郎委員

地域産業6次化支援事業についてだが、ハード整備をして商品をつくるだけでなく、それを売ることが農業の支援や地域振興にもつながっていくと思う。販売実績などの説明はできるか。

農産物流通課長

平成24年度に県が補助金を出して支援した団体が25団体ある。その団体が開発した商品が79品目である。先ほど30数名の新たな雇用が生まれたと説明したが、24、25年度の実績で40名の雇用が創出されていた。25事業者に対する販売額の聞き取り調査では、約5,700万円程度売り上げが増加したと聞いている。

6次化を進めるに当たっての一番のポイントは、売れる商品づくりである。県では商品開発に向けて、人づくり、仕事づくり、きずなづくりの3つの視点からさまざまな支援を行っている。

人づくりについては、マーケティングやパッケージデザイン等の専門家を講師として招いた「ふくしま6次化創業塾」という人材育成事業を実施しており、やる気のある農業者や団体の発掘・育成に努めている。

仕事づくりについては、さまざまなハード・ソフト事業を展開している。

一番肝心なきずなづくりについては、商談会の開催などいろいろなネットワークづくりを行い販路開拓していくことが重要であり、これまで全農、東邦銀行、県がそれぞれ独自に開催していた商談会を一本化し、オール福島という形で9月に開催する予定である。

また、6次化に取り組もうとする人を応援する「ふくしま・地域産業6次化ネットワーク」には当初900名程度だった会員が現在は1,400名を超えており、6次化に取り組む方々の横のつながりを密にし、それぞれが売れる商品づくりを目指して情報共有や情報交換をしている。

石原信市郎委員

今後も県の支援を強化して知名度やブランド力を上げて、販売額が10倍、20倍となるよう取り組んでほしい。

6次化に取り組む方々が一堂に会して6次化商品をPRするような機会はあるのか。

農産物流通課長

平成22年度から「ごちそうふくしま満喫フェア」を開催し、6次化商品をメインにしてさまざまな農産物加工品を実際に味わってもらい販売するフェアを開催してきた。今年度は、6次化商品のみならず、安全・安心な農産物をより強調するようなイベントを9月に開催すべく準備をしているところであり、県内外に福島の食の魅力を発信していきたい。

宮川えみ子委員

「たちあがれ！担い手育成支援事業」の内容について説明願う。

農業担い手課長

マスタープラン作成支援事業については、国庫10分の10の事業であり、市町村が行う人・農地プランの作成に対する支援やプランの中に盛り込まれている中心的経営体となる担い手育成を支援するものである。

まず、人・農地プランの作成を進める市町村に対する支援では、当初予算においては対象市町村を13市町村として計上していたが、追加要望があり14市町村で取り組むことになったこと及び事業量の増加に伴い435万1,000円の増額補正を願うものである。

次に、人・農地プランの作成を推進するために、各市町村の集落での話し合いを支援する地域連携推進員を設置することとして、その支援を行っていく。当初予算では5市町村分を計上していたが、4市町村から追加要望があり643万7,000円の増額補正を願うものである。

さらに、人・農地プランの中で地域の農地を担っていく中心的経営体の法人化を支援する定額補助制度が新たに国庫事業として創設された。集落営農組織の法人化や複数の経営体による法人化を支援するために1組織当たり40万円を補助す

るメニューと、法人化まで至らずとも集落営農の組織化に対しても1組織20万円を交付する内容となっている。今回、各市町村に照会し、620万円を計上している。

また、これらの法人化に対する県の指導事業として30万円を計上しており、合計すると1,728万8,000円の事業費となっている。

宮川えみ子委員

基本的には全ての市町村で人・農地プランを作成することになっているのか。

また、各市町村が人・農地プランを作成するに当たり、モデルとなるプランなどはあるのか。

農業担い手課長

避難市町村は、すぐに作成できないという状況があるが、そのほかの全市町村については作成してもらいたいと考えており、プラン作成に取り組んでいる市町村の中には、予算をかけずに独自の財源で取り組んでいるところもある。独自の財源のみでは厳しい市町村に対しては、当該事業を活用してもらっているため、当該事業の対象は14市町村のみとなっている。

次にプランの内容であるが、農地の出し手となる方の農地リストと今後、地域の担い手となる方のリストを明記する。最後にAという担い手がこの地域を集約する、Bという担い手がこの地域を集約することが一目でわかるように地図を作成してもらおう。市町村にはこういった記載例なども示しながら支援していく。

満山喜一委員

豚流行性下痢（PED）の発生防止と蔓延防止に必要な薬剤や器材等の購入支援経費を547万3,000円計上しているが、現在の状況について説明願う。

畜産課長

5月29日の県内9例目の発生以来は発生していない。

補正予算に計上した事業の内容は、県内85養豚農家に聞き取り調査を実施して、消毒薬及び消毒用の器材購入希望者に対して2分の1の補助を実施しているものである。消毒薬については約1年間、出入り口の消毒をしてもらうことにしている。なお、事業は4月25日から事前着手している。

満山喜一委員

5月29日以降は1頭も発生していないのか。

畜産課長

4月25日からこの事業に着手し、その後、何例か発生はしているが、5月29日の9例目以降は発生していない。

宮川えみ子委員

あんぼ柿産地再生事業は事業を拡大していくという説明だったが、どの程度拡大していくのか。事業の内容について説明願う。

また、雪害対策として90億6,026万6,000円を計上しているが、農家の負担は最終的にどのようになったのか。

最後に鳥獣被害対策については、こういったところから要望があって、どのように対応しているのか。全面的に対応できるような内容になっているのか。

園芸課長

あんぼ柿については、昨年、3年ぶりに出荷を再開し、全体で200tの出荷があった。過去の実績から比べると14%程度の進捗であり、約580名の方があんぼ柿に取り組んでいた。また、過去の実績を見ると、伊達地方には1,000戸以上のあんぼ柿農家がいるが、今年度は、そのうち9割の方に再開してもらえるよう支援していきたい。安全性が確認できていない地域もあるので数量的にはまだまだであるが、実績の半分程度まで出荷を伸ばしていきたいと考えている。

今回の補正内容であるが、東京電力（株）との賠償交渉があり、どうしても合意できなかった干し場での2次汚染防止対策として使用するダイオシート、帯電シート及び衛生帽子等について補正するものである。もう一つは、全量検査を実

施する非破壊検査機器の増額である。

また、東京電力（株）との協議の中で賠償が確定した部分については減額を行っている。

農業振興課長

大雪農業災害特別対策事業における施設の撤去は国と県が全額負担することとしている。施設の再生・復旧については、国が2分の1、県、市町村等が4分の1となっているが、市町村等の4分の1のうち、全体の10分の1を農家が負担することが望ましいとしている。

ただ、今回の雪害は非常に大きなものだったので、事業実施を予定している6市町村については農家負担分の1割を求めないこととしている。また、農家負担10分の1を求めるのが33市町村、農家負担4分の1は2市町と聞いている。施設復旧費の全体事業費は109億円程度になるので、単純に農家負担が1割と考えれば10億円程度は農家が負担することになると考えられる。

環境保全農業課長

鳥獣被害防止総合対策事業はソフト事業とハード事業の2つがある。今回の補正内容は、伊達市と郡山市から電気柵を延長したいというハード事業の要望があり、対応するものである。

また、いわき市においては推進事業を実施したいとの要望があり、これらに対応するため、1,271万1,000円を増額するものであり、全額国庫負担となっている。

石原信市郎委員

耕地災害復旧事業は国庫確定による補正ということで、11億円が減額されているが、内容について説明願う。

農村基盤整備課長

通常の災害復旧では全ての被災状況を把握した上で復旧費を算定し国に認めてもらうが、激甚災害の指定を受けた東日本大震災については、標準的な部分を積算し、その単価に全面積を掛ける標準断面方式により算定している。昨年度についても、津波によりどれだけ土砂が運ばれ、どこにどれだけ土砂が堆積しているかを詳細に把握することはできなかったため、スピード感を優先し標準断面方式により計上したが、結果的には、津波堆積土砂の活用が一部図られ、想定以上に盛り土の量が少なくなったため減額したものである。

佐藤政隆副委員長

議案第2号就農支援資金等貸付金特別会計補正予算について聞く。前年度末に貸し付けた件数は何件か。

農業経済課長

平成25年度末に貸し付けた件数は2件であり、823万9,000円である。

佐藤政隆副委員長

先ほどの説明では、貸し付けた823万9,000円に掛け率を掛けて7万2,000円という金額になり、新規就農者に対する営農指導等のフォローアップをするということだったが、そもそも考え方が違うのではないか。貸付金額に掛け率を掛けるのであれば、融資手続や委託手数料の考え方になってくるのではないか。

農業経済課長

この貸付金については、県が貸付金の原資を農協に貸し付け、農協が認定就農者に無利子で貸し付けを行う内容となっている。資金取扱事務については、県と農協で委託契約を締結しており、委託内容に資金貸付事務と営農指導が含まれている。

佐藤政隆副委員長

認定就農者へのフォローアップとして、具体的にどのようなことを行っているのか。

農業経済課長

貸し付け後から営農を始めるまでのフォローアップ指導を委託している。具体的には貸し付け後からの農機具購入や種苗及び肥料購入のあっせんなど、最初の収穫までのフォローアップを行っている。貸し付け実行時から年度末までを委託

している。

佐藤政隆副委員長

新規就農者のみで営農指導は別と考えるとよいのか。あくまでも貸し付けに伴う実績等を調査するためと理解してよいのか。

農業経済課長

委託料については、貸付額の0.81%となっているが、資金取扱事務の委託内容は資金の貸付事務と新規就農者に対するフォローアップ指導となっている。フォローアップ指導の具体的内容は、農協による営農指導、各生産部会への加入による栽培・営農技術等での指導、営農を継続する上で必要となる種苗や農機具等の入手及び集荷ルートの紹介、さらに必要となる営農管理指導をしている。

佐藤政隆副委員長

私としては、事務手数料の域を出ないのではないかと思います。新規就農者に対する指導は別事業で行われており、ましてや7万2,000円程度で営農指導ができるわけがないと思う。あくまでも貸付金に対する事務手数料だと考えるが、そうではなく、この金額で新規就農者に対するフォローアップ指導を行っているのか。

農業経済課長

資金取扱事務の委託については、資金を借り受ける者に対する資金取扱事務から資金貸付後の営農指導までを行ってもらうものである。

佐藤政隆副委員長

これまでの貸付者に対し、どのような営農指導を行ってきたのか事例を示してほしい。

西山尚利委員長

今の件については、委員長の手元で処理する。

佐藤政隆副委員長

復興基盤総合整備事業の債務負担行為について、詳細に説明願う。

農村基盤整備課長

南相馬市八沢地区の復興基盤総合整備事業については、複数年にわたり一括して事業に取り組む債務負担行為の手法を取っている。八沢地区については、昔は海であった場所を干拓事業によって水田にした経緯がある。それが震災による津波によって一部、海に戻ってしまった。復旧に向けては災害復旧の部分と新たにステップアップするための圃場整備の部分があるが、詳細な調査により、想定以上に地盤が沈下していることが判明したため、盛り土量が20万m³増加し、大幅な増額となったものである。

佐藤政隆副委員長

想定以上ということは、補正前の41億3,600万円という積算根拠が甘かったということか。現地に直接出向かなければわからず、机上の積算ではわからなかったということか。また、増額の要因として、資材の高騰もあるのか。

農村基盤整備課長

盛り土量については標準単価を積算し、その単価により全体の量を算出する標準断面方式により算定したが、詳細調査を行ったところ想定以上に盛り土が必要になった。また、副委員長指摘のとおり、増額要因には資材高騰も含まれる。

佐藤政隆副委員長

60億1,200万円が予算化される時期はいつになるのか。

農村基盤整備課長

債務負担行為の60億1,200万円の枠が認められると、不足が生じていた部分について動き出せるようになる。八沢地区については、債務負担行為による事業がほかに1件あり、そちらも順次、準備を進めながら今年度中には動き出していきたい。

佐藤政隆副委員長

債務負担行為の限度額とは契約額の範疇なのか。

農村基盤整備課長

当該事業については3カ年にわたる債務負担行為であり、予算の裏づけとなるものである。工事請負契約に当たっては、この限度額内で一括契約することになる。

佐藤政隆副委員長

今後の資材高騰等も含めた金額で限度額を設定していた債務負担行為案件があったので、当該事業についても確認のため聞いている。

農村基盤整備課長

当該事業については、3カ年にわたる工事を一括して契約することが効率的で望ましいため、平成26年度予算と一緒にその後の2カ年分の限度額を設定し、枠をとった。枠どりの中で、28年度まで及ぶような工事を逐次発注しながら、早期に工事を進めていくということである。一方、その後の動きとしては、27、28年度については、既に今年度に工事として発注されているので請負業者も決定した中で、費用の負担を担保していくことになる。

佐藤政隆副委員長

限度額が60億円であれば、その範囲の中で工事を発注していくが、仮に60億円に満たない金額で契約をした場合、残額が別な形で使われてしまっては困る。その辺はどのようになっているのか。

農村基盤整備課長

債務負担行為の限度額に満たない金額で契約となった場合には、実績に基づきしっかり減額をしていく。

宮川えみ子委員

木材加工流通施設等整備事業の対象は何社か。また、この事業によりどのような効果が期待されるのか。

林業振興課長

県北地区1社、県中地区2社の合計3社に対して助成するが、間伐材等の素材利用量を現在の利用量より130%以上増大させることが採択条件となっている。3社の合計現状値の年間3,260m³に対して、3年後には9,900m³まで増大させる目標の計画であり、県内の森林から搬出される丸太が使われることが期待されている。

宮川えみ子委員

県が定めた目標達成のためには、あと何社程度必要と考えるか。

林業振興課長

ふくしま農林水産業新生プランの中で、製材用の素材利用については平成32年度の目標値を58万5,000m³としている。23年度から取り組んでいる森林整備加速化・林業再生基金事業により、6月補正の3社も含めた23施設に対し助成を行っており、23年の基準年に対し22万m³の素材消費量の拡大が見込まれている。整備前の実績値が39万1,000m³であり、これに22万m³をプラスすると61万1,000m³の素材を利用することになり、新生プランの目標値を3万m³弱上回る予定である。

宮川えみ子委員

水産種苗研究・生産施設復旧事業の債務負担行為の内容について説明願う。

水産課長

当初はことし3月に国から内示を受け、平成26年度中に実施設計を完了させる予定であったが、建設費の概算額が当初の想定額を大幅に上回ったため復興庁から3月の内示が見送られてしまった。また、復興庁から事業費の削減を求められたことから、当初予定していた自然海水の取水場所、施設構造等を見直し、事業費の削減を行った結果、6月に内示を受け、7月には交付決定となる予定となった。実施設計には10カ月程度の工期が見込まれることから、27年度までの2カ年にわたる債務負担行為としたものである。

宮川えみ子委員

議案第18号県の行う建設事業等に対する市町村の負担についてだが、東日本大震災を受けて各市町村の財政状況は厳しいものがある。市町村負担を見直すべきと思うがどうか。

部参事兼農林総務課長

地方財政法、土地改良法の規定に基づき、関係市町村に負担してもらいものであり、市町村間に不均衡が生じないように当該事業等による受益の限度において経費の一部の負担を求めているものである。各市町村には当初予算確定後に照会し、応分の負担についての了解を得ている。

宮川えみ子委員

議案第10号土地改良施設条例の一部を改正する条例についてだが、松川浦湖岸排水樋門を相馬市へ譲与するということが、市は譲与を望んでいるのか。

次に、議案第33～36号の追加提案された工事請負契約は全て契約の相手方が庄司建設工業（株）となっている。土木部の工事も受けると聞いており、こんなに受注して大丈夫なのか。

農地管理課長

松川浦湖岸排水樋門の譲与については、土地改良法の中で最終的に工事が終了した場合、どこが管理すべきか定められており、当該施設については市が管理するということが事業が始まった。現在、県が所有している段階においても管理は市に委託しており、市から見れば所有者が県から市にかわっても状況に変化はないと言える。市町村が嫌々受け入れるというのではなく、しっかり協議を行い譲与の手続を進めている。

農村基盤整備課長

追加提案の工事請負契約4件についてだが、いずれも庄司建設工業（株）が契約相手方となっている。大丈夫かと聞かれれば、大丈夫であるが安心できる状態ではない。議案第33～35号の八沢地区の工事については、入札参加者は庄司建設工業（株）を含む共同企業体1社のみであった。なんとか応札してくれる会社があったという言い方が正しいかもしれない。議案第36号の原町東地区については、2社の応札があり、1社を選定した。条件付き一般競争入札制度により広く門戸を開いているが、なかなか厳しい環境にあると受けとめている。

宮川えみ子委員

厳しいとは思う。参考までに当該企業の規模はどのくらいか。

農村基盤整備課長

持ち合わせている情報によると、庄司建設工業（株）は南相馬市の会社で県内トップクラスの企業である。次にマルト建設（株）は会津坂下町にある会社であり、会津地域のトップクラスの企業である。いずれも圃場整備工事の実績があり、期待しているところである。松下建設（株）は相馬市に会社があり、浜地域を中心に受注しており、過去に鹿島区の圃場整備を請け負った実績がある。最後の日建建設（株）は愛知県愛西市に本社があり、仙台支社に契約権がある。地域は離れているが全国規模で工事を受注しており、いずれも技術的に問題はないと考える。

勅使河原正之委員

農業を維持するための財政支援である日本型直接支払制度が今月13日に可決成立したが、今まで草刈り、水路の泥上げ等の農地維持を無償で行ってきた団体に対して農地維持のための財政支援ができるということである。助成対象は市町村が認定した地域の団体となっているが、具体的にどのような団体が対象になるのか情報があれば説明願う。

農村振興課長

今年度から始まった多面的機能支払制度は農地維持支払いと資源向上支払いの二つのメニューがある。委員指摘の件は農地維持支払いであるが、これまでの農地・水保全管理支払交付金では、農業者に加え地域の一般住民、自治会等、多様な主体が参画する組織が交付対象とされていたが、新制度では農業者だけの組織でも交付可能とされている。そのため、県としては、土地改良区や水利組合、農協の中にある生産者部会等のあらゆる組織に向けて活動に取り組んでもらえるよう周知をしている。

勅使河原正之委員

県としては、国が創設した制度に積極的に取り組むよう支援していただけないか。県としての支援はどのように考えているか。

農村振興課長

昨年12月に国から新制度の概要が発表されて以降、ことしの3月までに県内全市町村、土地改良区、農協等を対象に国と一緒に3回の説明会を実施したほか、3月下旬には各市町村担当課長、4月には人事異動を考慮して各市町村、土地改良区及び農協の担当者向けに再度、説明会を開催している。説明会に参加できなかった7市町村についても、個別に訪問し説明をしてきた。6月5日からはこれまで農地・水保全管理支払いに取り組んでいなかった市町村を中心にキャラバンを展開しており、今月中には全管内のキャラバンを終了する予定である。さらに、2回目のキャラバンとしては、経営耕地の大きな郡山市や福島市を対象に働きかけていきたい。

また、従来の中山間地域等直接支払制度に参加している地域については、創設された農地維持支払制度に参加することで交付単価が3,000円加算されるため、あわせて積極的にPRしていきたい。

紺野長人委員

遊休農地について聞く。国政の関係で農地の集約化や大規模化はおのずと進んでいくと思うが、農地集約化は遊休農地の拡大と表裏一体であると思う。その際に県が戦略を持って農業政策にかかわっていくための材料として聞くが、作物ごとの遊休農地の変動は把握しているか。例えば、米はふえているが、果樹は減っているなどの傾向がわかるだけでもよい。詳細な資料を提示できるようであれば、後ほど提出願う。

農村振興課長

遊休農地・耕作放棄地のデータとしては、5年に1度実施される農林業センサスがある。平成22年度に実施された調査が最新であるが、本県の耕作放棄地面積は2万2,394haで、残念ながら平成7年から4期連続でワースト1位となっている。その調査によると昭和60年～平成12年までの15年間で5倍と大幅に増加している。ただし、12年～22年までの10年間は約11%の増ということで、ふえてはいるが以前ほど大幅には増加していないという現状である。昭和60年～平成12年までの主な要因は、阿武隈山系の桑、葉たばこ等の廃業により耕作放棄地がふえたと考えられる。それ以降の微増データについては持ち合わせていない。

紺野長人委員

できれば、米と果樹と野菜ぐらいはどういう動きをしているのか把握しておく、県の農業政策の戦略を立てる上でも役に立つのではないかと。今の説明では資料作成も難しいと思われるが、もし作成できればお願いしたい。

農村振興課長

整理する時間をもらいたい。

西山尚利委員長

そのように願う。

石原信市郎委員

県内調査を実施した際にイノシシ被害対策の電気柵設置箇所を調査した。6月補正でも鳥獣被害対策用の電気柵予算が計上されている。イノシシ被害では猟友会に協力してもらいながら捕獲しているが、イノシシの処理、処分に苦労していると聞く。どのような処理が行われているのか。

環境保全農業課長

イノシシ捕獲後の処理については、2つ方法がある。焼却による方法と埋却による方法である。現在のところ、3分の1の市町村が焼却、残りは埋却という現状である。埋却処分している市町村からは埋却場所がないため、非常に苦慮していると聞いている。

石原信市郎委員

農家はイノシシ被害により苦勞している。今後、イノシシが町なかに出没してくる可能性も十分あり、小さな子供たちの安全・安心のためにもイノシシが人里に来ないように対策を取らなければならない。捕獲した市町村で埋却場所がなく苦慮しているのであれば、広域自治体である県として支援策を考えることはできないのか。

環境保全農業課長

イノシシによる農林水産物の被害は年々ふえており、それに伴い捕獲数も増加している。焼却場の問題等でなかなか焼却できないという状況もあり、埋却しかないという現状もある。支援策として、他県であれば、食肉加工するような施設を整備して食肉用として流通させることもできるが、本県の場合は残念ながらそれもできない。今後もイノシシが増加していくことを考慮しながら、焼却場については広域で設置することもできるので、環境省等と相談しながら今後の支援策について検討していきたい。

石原信市郎委員

同じく県内調査で原木シイタケ農家を調査した。木の皮を剥いておがくずにして、おがくずを培地にしてキノコを栽培する方法があり、いわき市で成功している事例があると聞いた。原木を使ったシイタケ生産とおが粉を使ったシイタケ生産とどちらが生産者にとって有利だと判断されているのか。

林業振興課長

一長一短がある。原木シイタケに比べておが粉を使う菌床シイタケ栽培は殺菌釜、充填機、培養施設、また周年で栽培する場合には空調管理ができる施設の整備といった初期投資が相当大きくなってしまう。そのかわり、事業が軌道に乗れば、施設内での病気の集中発生等がなければ安定した生産量が期待できるため、企業参入も多い状況にある。

原木シイタケについては、自然の広葉樹林の中で栽培すると周辺からの放射性物質の影響を受けてしまうため、現在ではそういった栽培方法が難しくなっているが、ハウス内で栽培した場合でもさほど棟数は必要ないので施設等に関する初期投資は少なく済む。

労働面では、原木シイタケ栽培は原木の乾燥、植菌、仮伏、本伏等の作業があり、しかも原木1本が10kg程度あるため、かなりの重労働となる。一方、菌床シイタケは重くても2.5～3kg程度なので、作業として身体に大きくこたえるようなことはない。

価格面では原木シイタケのほうが若干高いときがあるが、菌床シイタケのほうが粒揃いであるため、平均では菌床シイタケのほうが高い。収益面ではさほど違いはないので、初期投資の面でどちらを選ぶかということになる。

石原信市郎委員

最終的には生産者がどういった方法で継続していくのか判断していくと思うが、苦しんでいるシイタケ農家に対して、県としてはどのようなアドバイスをしているのか。

林業振興課長

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会内のきのこ振興センターにおいて、原木栽培のシイタケ生産者から希望者を募り、菌床シイタケへの移行チャレンジである試験的栽培に毎年数名が取り組んでいる。菌床シイタケへの移行に踏み切れない方もいるが、移行した方もいる。

また、現在、原木シイタケ生産者の方から菌床栽培に移行する場合の条件等を聞いており、県が関与しているような団体が安定的に菌床を提供してくれるのであれば移行してもよいという意見も出ているので、きのこ振興センター等と協議しながら少しずつ進めているところである。

宮川えみ子委員

イノシシ対策であるが、各市町村における支援策がばらばらで、ある市町村で対策が強化されると、隣の市町村でふえるといった状況が聞こえてくる。これまで取り組んできたような対策ではなく、県土全体を見据えたバランスのとれた強化策を講じる必要があるのではないかと。

次に、山林の維持管理が大変で原発事故後は一層困難な状態になり、親の世代で手放してしまうという話を聞く。中に

は、水源のある山林を外国の方が購入しているようだとの話も聞くが、現状を把握していたら教えてほしい。

環境保全農業課長

イノシシ対策には大きく3つのポイントがある。まず1つ目は捕獲である。わなや銃により捕獲し個体数の密度を下げる。2つ目は電気柵等を用いて農作物に近づけないように侵入防止する。3つ目は環境整備である。集落の中でやぶの刈り払いや野生鳥獣の餌となる放任果樹を除去するなどの環境整備を集落単位で行い、イノシシの生活圏と人間の生活圏を分ける。

現在、県の対策ではこれら3つを全て実施できるようになっている。事業主体としては市町村や協議会等になるが、これらの対策については県でも市町村担当者や農業者に対して頻繁に研修会を開催し、3つのポイントを示しながら事業の活用を含め推進しているところである。

また、今年度からは営農再開支援事業として、避難指示区域のみ限定であるが、県みずからイノシシを捕獲する事業を展開しており、さまざまな手法を用いながらイノシシ対策を推進していきたい。

森林計画課長

外国資本による森林買収の事例であるが、農林水産省において毎年調査を行っている。平成25年においては、全国で買収件数が14件、面積にすると194haが購入されている。本県においては、この調査結果には反映されていないが、西郷村の山林を外国資本が買収しているという情報がある。

宮川えみ子委員

イノシシ対策でさまざまな対策を行っているが、それぞれの効果は出ているのか。さまざまな対策を講じていても、どんどんイノシシがふえていてはどうしようもない。説明のあった3つの対策でイノシシが減っていくと考えているのか。減らずにふえていくということであれば、もっと別な方法を考えなければならない。県としての見解を聞く。

次に、外国資本による山林の買収であるが、国との話し合いは行われているのか。

環境保全農業課長

イノシシによる農作物被害であるが、平成24年度は6,800万円の被害額であった。ここ数年は5,000~6,000万円の間で推移している。先ほど説明した3つの対策を実施していくが、鳥獣被害防止特措法に基づき51市町村において被害防止計画を策定している。市町村はその計画に基づき、捕獲、防護柵の設置といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができる。この実施隊員は消防団員と同じように公務員に準ずる扱いで報酬が出る。県内では30市町村が設置し、1,000人を超える方が実施隊員となっており、隊員数もどんどんふえている。

わなを設置して捕獲し、全体の生息数を下げながら、牧柵等で農作物に近づかないような対策をとり、集落で環境整備を行い生活圏を分けるということで、これをやれば必ずイノシシがいなくなるというものはない。中国地域は随分前から被害が出ており非常に手を焼いている。そのような被害の大きな他県の状況を参考にしながら対策を進めていきたい。

5月に鳥獣保護法が改正され、捕獲に対する制度が新たに設けられた。それらの制度を活用しながら生活環境部と連携し、対策を進めていきたいと考えているので理解願う。

森林計画課長

国においては、平成23年4月に森林法が改正され、森林の土地の所有者となった方は90日以内に市町村長への届け出が必要となった。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をしている方は対象外となっている。

また、ことしの3月には健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進することを目的とした水循環基本法が制定され、内閣には水循環政策本部を設置し水資源を保全していくための政策について検討するとの情報までは把握している。外国資本による森林買収により森林の公益的機能が損なわれないようにするにはどうしたらよいかということも踏まえながら、県としても注視していく。

